



埼玉県報

第 2807 号
平成 28 年(2016 年)
6 月 17 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 宅地建物取引業者に対する監督処分（建築安全課）
- 県道東京所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 大久保浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 6・7 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 平成 28 年 6 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）
- 平成 7 年 5 月 30 日埼玉県選管告示第 70 号（政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）
- 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第 728 号中訂正（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県告示第 729 号中訂正（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県告示第 730 号中訂正（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県選管告示第 11 号目次中訂正（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第八百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンターウイング

三 代表者の氏名

川上 成子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市本町一丁目十五番十八―三百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族が地域で生活するために必要な支援を行い、障害児・者の自立生活及び社会参加を促進し、もって障害者福祉の向上を図り誰もが豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六百五十六―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） N T Tファイナンス株式会社 代表取締役 前田幸一

東京都港区芝浦一丁目二番一号

（変更後） N T Tファイナンス株式会社 代表取締役 前田幸一

東京都港区港南一丁目二番七十号

ハ 変更年月日

平成二十八年五月六日

ニ 届出年月日

平成二十八年六月二日

二 縦覧期間

平成二十八年六月十七日から平成二十八年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月十七日から平成二十八年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ久喜

埼玉県久喜市本町七丁目千百四十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社フォー・ユー 代表取締役 清水孝浩

香川県高松市今里町二―十六―一

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 佐藤弘志

神奈川県相模原市古淵二―十四―二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田進

大阪府大阪市都島区大東町二―三―二十

（変更後） 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八

ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 松下展千

神奈川県相模原市南区古淵二―十四―二十

株式会社あさひ 代表取締役 下田佳史

大阪府大阪市都島区高倉町三―十一―四

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日外

二 届出年月日

平成二十八年六月二日

二 縦覧期間

平成二十八年六月十七日から平成二十八年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月十七日から平成二十八年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク八潮鶴ヶ曾根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字冲通八百九十四番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社小櫃商事 代表取締役 小櫃良夫

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根八百九十四番地十一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年二月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十八年五月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年六月十七日から平成二十八年十月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月十七日から平成二十八年十月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台九四
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

庄和地域（旧庄和町全域）

四 作業期間

平成二十八年六月一日から平成二十九年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市区域線測量業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十八年五月九日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市主要道路境界座標調整業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十八年五月九日から平成二十九年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、平成二十八年六月十日付けで、次のとおり免許を取り消した。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社松井商事	松井せつ子	埼玉県草加市中央二丁目十六番二十五号

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字荒幡字東内手二二番 三地先から同市大字荒幡字東内 手二二番三地先まで		区 間
二五・〇〇	二五・〇〇 二九・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇		延長 (メートル)
道路改良事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字金久保一〇五一番 一地先から同郡同町大字神保原町字 新開二一五〇番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年六月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年二月六日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六六五・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月三日

指令川建セ第二七〇〇七七一号

二 検査済証番号

平成二十八年六月十三日

川建セ第二八〇〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山千五百四十九番十一、千五百四十九番十二、千五百四十九番十三、千五百四十九番十四、千五百四十九番十五、千五百四十九番十六、千五百五十一番四、千五百五十一番七、千五百五十一番八、千五百五十一番九、千五百四十九番十七、千五百四十九番十八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市南町十六番四号

有限会社幸和開発 代表取締役 関 俊一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十一月二十五日

指令川建セ第二七〇〇六八〇号

二 検査済証番号

平成二十八年六月十四日

川建セ第二八〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字清水三百三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市東みずほ台一丁目四番地五号グランシヤリオ八〇二

市川 瑞樹

告 示

埼玉県公営企業告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

- 1 業務委託の名称
28 新委第 15-1-2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託
- 2 入札の公告を行った日
平成 28 年 2 月 19 日
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 28 年 4 月 12 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
篠竹興業株式会社 取締役 篠竹 毅
神奈川県川崎市川崎区千鳥町 7 番 1 号
- 5 契約金額
1 トン当たり 3,024 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地

告 示

埼玉県公営企業告示第三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県公営企業管理者 奥野 立

- 1 業務委託の名称
28 大委第 7 - 1 - 1 号 大久保浄水場浄水発生土収集運搬その 1 業務委託
- 2 入札の公告を行った日
平成 28 年 2 月 19 日
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 28 年 4 月 12 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 菊田 勝實
埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3884 番地
- 5 契約金額
1 トン当たり 2,019 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 発注機関の名称及び住所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 番地

告 示

埼玉県病院事業告示第三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 97,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 28 年 5 月 19 日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社

茨城県筑西市一本松 1755 番地 2

5 落札金額

42.76 円 (1 リットル当たり単価)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 28 年 4 月 22 日

告 示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十八年六月二十三日 午後二時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立図書館協議会委員の任免について

ロ その他

告示

埼玉県選管告示第三十八号

平成二十八年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年六月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、七五七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八四二、二二九人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六五、九七八人
南第二区 川口市	一四四、三四人
南第三区 さいたま市西区	二三、七四五人
南第四区 さいたま市北区	三八、七八三人
南第五区 さいたま市大宮区	三一、二九一人
南第六区 さいたま市見沼区	四三、三五二人
南第七区 さいたま市中央区	二六、六一九人
南第八区 さいたま市桜区	二五、五五〇人
南第九区 さいたま市浦和区	四一、九四九人
南第十区 さいたま市南区	四八、一五二人

南第十一区	さいたま市緑区	三一、四八〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、四二二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、三六六人
南第十四区	桶川市	二〇、六五八人
南第十五区	北本市	一八、九九六人
南第十六区	鴻巣市	三二、八三九人
南第十七区	志木市	一九、九三三人
南第十八区	新座市	四四、一四六人
南第十九区	蕨市	一九、五三二人
南第二十区	戸田市	三四、五二一人
南第二十一区	朝霞市	三六、〇七五人
南第二十二区	和光市	二一、四五一人
西第一区	所沢市	九四、〇三三人
西第二区	入間市	四〇、七九八人
西第三区	飯能市	二二、四一三人
西第四区	狭山市	四二、五九六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、三六九人
西第六区	富士見市	二九、六五七人
西第七区	川越市	九四、六五五人
西第八区	日高市	一五、五一三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、三八九人
西第十区	坂戸市	二七、二九一人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、〇一一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇一三人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、一七七人
北第一区	秩父市	一七、九三六人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、六八九人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、三三一人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五一、九四一人
北第五区	熊谷市	五四、八三一人
東第一区	行田市	二二、九八四人
東第二区	羽生市	一五、一五四人
東第三区	加須市	三一、三六四人
東第四区	久喜市	四二、六五四人

東第五区	蓮田市	一七、三七二人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、六八〇人
東第七区	春日部市	六五、四〇一人
東第八区	越谷市	九〇、五七七人
東第九区	八潮市	二二、九〇八人
東第十区	三郷市	三七、二三〇人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、四二九人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、七〇七人

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

平成七年埼玉県選管告示第七十号（政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

表参議院埼玉県選出議員の選挙の項及び埼玉県知事の選挙の項中「株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ」を「株式会社TBSラジオ」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成26年度・平成27年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 104機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	川越比企地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所
県民生活部	婦人相談センター
危機管理防 災部	防災航空センター
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	西部福祉事務所、所沢児童相談所
保健医療部	川口保健所、東松山保健所、坂戸保健所、高等看護学院
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所
農林部	川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、熊谷家畜保健衛生所、茶業研究所、寄居林業事務所
県土整備部	川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所
教育局	総合教育センター江南支所、久喜図書館、文書館、人間向陽高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、越生高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、坂戸高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢商業高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、日高高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、宮代高等学校、鷺宮高等学校、上尾特別支援学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学

	園、川島ひばりが丘特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、毛呂山特別支援学校
警察本部	蕨警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、熊谷警察署、久喜警察署、幸手警察署

(3) 監査実施日

平成28年1月6日～平成28年2月5日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	熊谷特別支援学校	平成 26 年度の「浄化槽維持管理業務委託」（532,872 円）の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。
教育局	熊谷特別支援学校	平成 26 年度の「自動ドア設備保守管理業務委託」（101,520 円）について、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者のみの徴取で随意契約をしたことは、不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査の結果「指摘」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
農林部	水産研究所	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(157,734円)について、次の点で不適切であった。 1 書面による契約を締結する前に、産業廃棄物を引き渡し、処分を委託していた。 2 2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者のみの徴取で随意契約した。	1 契約締結前に産業廃棄物を処分業者に引き渡すといった法令違反が生じないよう、産業廃棄物処理委託契約に係るチェックリストを作成し、複数職員による確認を徹底することとした。 2 再発防止のため、所内会議を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等で契約事務における注意点について再確認し、適正な事務処理の徹底を図った。

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
危機管理防 災部	消防学校	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の訓練用の物品調達について、フロアマット(94,500円)と防水カラーマット(99,900円)に分割して、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、計画的な予算執行と適正な物品購入手続の徹底を目的に、新たに予算執行校内連絡会議を設置し、定期的を開催することとした。 また、出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」を活用し、複数の職員による確認を行うなど、チェック体制を強化した。

保健医療部	草加保健所	平成 28 年 3 月 4 日 (第 2778 号)	平成 26 年度に締結した「視覚障害者誘導用ブロック布設替修繕」(502,200 円)について、予定価格を決定するため事前に参考の見積書を徴取し、それをそのまま見積合わせの見積書として使用し、契約業者を決定していたのは、不適切であった。	再発防止のため、職員全員に監査結果及び事案の概要を説明するとともに、法令に基づき注意して財務手続を行うよう周知徹底した。 新年度になり、改めて上記内容を周知して注意喚起をするとともに、所内財務研修を実施することで、職員全員の財務知識の向上を図った。 また、経理員を複数体制とするとともに、所独自の取り組みとして、10万円以上の支出については経理員がチェックをすることとした。 さらに、出納総務課等が実施する研修に積極的に参加し、財務知識のさらなる向上を目指すよう職員全員に周知徹底した。
農林部	花と緑の振興センター	平成 28 年 3 月 4 日 (第 2778 号)	平成 26 年度の「一般廃棄物の収集・運搬に関する業務委託契約」(116,640 円)について、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者のみの徴取で随意契約したことは不適切であった。	再発防止のため、所内定例会議を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則の再確認と契約事務におけるチェックなど適正な事務処理の徹底を図った。 さらに、担当職員を「平成 27 年度第 2 回浦和管内財務担当者研修会」に参加させ、所内で契約事務における注意点について再確認を行った。
教育局	浦和北高等学校	平成 28 年 3 月 4 日 (第 2778 号)	平成 26 年度の「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約」(91,368 円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(歳出編)」を添付し、書類の不備等がないか複数職員による確認を徹底した上で支払いを行うようにした。

教育局	春日部工業 高等学校	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の「卒業証書の印刷」(110,700円)について、電子入札共同システムを利用するに当たり、5者の相手方を指名したが、4者の辞退者が出たため、改めて2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した1者と随意契約したことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、財務規則に定める見積書数を徴取できるよう、調達事務のスケジュール等の確認を徹底した。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用して複数職員による確認を徹底した。
警察本部	越谷警察署	平成28年3月4日 (第2778号)	平成26年度の「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」2件(75,470円、40,500円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の検査時の事務処理について、埼玉県財務規則等を十分確認するよう徹底を図った。 また、出納総務課が作成した「財務に関するチェックシート(歳出編)」を活用し、複数職員によるチェック体制を強化した。

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	鈴 木 聖 二
埼玉県監査委員	諸 井 真 英

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）、公の施設の指定管理者及び補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）について監査を実施するもので、このうち出資団体11団体、指定管理者20団体22施設、補助金等交付団体5団体について、平成27年8月から平成28年1月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

- ア 平成26年度の出資団体における出納その他の事務
- イ 平成26年度の指定管理者による公の施設の管理業務に係る出納その他の事務
- ウ 平成26年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当と認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当と認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

(1) 出資団体

監査対象団体	株式会社秩父開発機構
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成27年10月13日 委員監査 平成27年12月10日(書面)
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 123,000,000円 ・ 団体の基本財産 480,000,000円 ・ 県の出資割合 25.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 平成27年9月9日 委員監査 平成27年11月6日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 58,976,000,000円 ・ 団体の基本財産 100,000,000円 ・ 県の出資割合 49.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県消防協会		
所管部局	危機管理防災部		
監査実施日	職員調査 平成27年9月30日 委員監査 平成27年11月18日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産	318,531,822円	
	・県の出資割合		31.4%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公立大学法人埼玉県立大学		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 平成27年12月18日 委員監査 平成28年2月2日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	24,534,298,800円	
	・団体の基本財産	24,534,298,800円	
	・県の出資割合		100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 平成27年11月5日 委員監査 平成27年12月25日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	4,000,000円	
	・団体の基本財産	10,018,000円	
	・県の出資割合		39.9%
監査の結果	<p>【注意事項】 平成26年度経理処理において、下記の点が不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸借対照表中、特定資産として職員の退職金支払いの財源として積み立てている退職給付引当資産3,306,380円について、本来、その用途が特定の目的に制限されているにもかかわらず、目的外取崩しの要件を定めずまま3,000,000円の目的外取崩し及び同額の補てんを行った。 上記特定資産の3,000,000円の目的外取崩しについて、法人の定める会計規程において金銭の出納は支出伺い書により処理するものとしているにもかかわらず、この処理を行わずに出金した。 過年度に受け入れた賛助会費150,000円について、貸借対照表中、流動負債の前受金に計上したまま何ら処理を行わなかった。 		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業振興公社		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 平成27年11月12日		

	委員監査 平成27年12月15日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 ・ 団体の基本財産 ・ 県の出資割合	5,000,000円 5,000,000円 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月16日 委員監査 平成28年1月22日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 ・ 団体の基本財産 ・ 県の出資割合	695,650,000円 1,162,087,500円 59.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県道路公社	
所管部局	県土整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年10月8日 委員監査 平成27年11月16日	
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 ・ 団体の基本財産 ・ 県の出資割合	11,498,000,000円 11,498,000,000円 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月1日 委員監査 平成28年1月6日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 ・ 団体の基本財産 ・ 県の出資割合	150,000,000円 495,000,000円 30.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年9月2日 委員監査 平成27年10月9日	

財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 40,000,000円 ・ 団体の基本財産 40,000,000円 ・ 県の出資割合 100%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県下水道公社
所管部局	下水道局
監査実施日	職員調査 平成27年8月31日 委員監査 平成27年10月9日
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 55,030,000円 ・ 団体の基本財産 110,060,000円 ・ 県の出資割合 50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	サンワックス・太平共同事業体
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成27年11月2日 委員監査 平成27年12月17日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県平和資料館 43,358,824円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県体育協会・株式会社サイオー共同事業体
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成27年12月22日 委員監査 平成28年1月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 武道館 108,982,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	アクティオ株式会社
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 平成28年1月8日 委員監査 平成28年1月26日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県生活科学センター 44,027,550円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成27年11月24日 委員監査 平成27年12月15日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 社会福祉総合センター	106,956,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成27年9月25日 委員監査 平成27年11月6日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 障害者交流センター	289,409,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社馬淵商事	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月3日 委員監査 平成27年12月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 伊豆潮風館	109,029,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ株式会社グループ	
所管部局	保健医療部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月10日 委員監査 平成27年12月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民健康福祉村	148,101,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 平成27年9月15日 委員監査 平成27年11月11日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 農林公園	79,334,056円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月1日 委員監査 平成28年1月8日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ	96,746,880円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年9月17日 委員監査 平成27年10月29日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 羽生水郷公園	141,969,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会・公益財団法人日本科学技術振興財団グループ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年9月11日 委員監査 平成27年10月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 所沢航空記念公園	334,651,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	秩父開発機構・西武造園グループ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年10月13日 委員監査 平成27年11月25日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 秩父公園	177,942,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月8日 委員監査 平成27年12月28日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉スタジアム2002公園	318,956,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生態系保護協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月14日 委員監査 平成28年1月13日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 荒川大麻生公園	14,914,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	和光市	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年11月18日 委員監査 平成28年1月4日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 和光樹林公園	11,813,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社八廣園	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年10月27日 委員監査 平成27年12月10日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 新座緑道	870,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 平成27年9月2日 委員監査 平成27年10月9日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特別県営住宅 特定公共賃貸住宅	140,224,068円 12,235,752円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社乃村工藝社	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成27年10月14日 委員監査 平成27年11月24日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 川の博物館	238,794,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	オーエンス・アイルグループ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成27年10月6日 委員監査 平成27年11月24日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 小川げんきプラザ	86,506,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社東急コミュニティー	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成27年9月4日 委員監査 平成27年11月11日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 神川げんきプラザ	82,074,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人けやき文化財団	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 平成27年10月16日 委員監査 平成27年11月18日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま文学館	98,831,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人智香寺学園（正智深谷高等学校）	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月15日 委員監査 平成28年1月13日（書面）	
財政的援助等の内容	私立学校運営費補助金 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 私立学校耐震改修促進事業補助金	380,409,000円 68,619,350円 71,350,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	市民の森保全クラブ	
所管部局	環境部	
監査実施日	職員調査 平成27年12月18日 委員監査 平成28年1月13日（書面）	
財政的援助等の内容	みどりの埼玉づくり県民提案事業（県民企画・事業実施）補助金	500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人名栗園（軽費老人ホーム「シルバーハウス希望の園」）
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成27年12月8日 委員監査 平成28年1月7日（書面）
財政的援助等の内容	軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 68,548,560円 耐震改修設計補助金 2,400,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	草加商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成27年12月10日 委員監査 平成28年1月7日（書面）
財政的援助等の内容	埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 53,764,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	みよしグリーンサポート隊
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 平成27年12月24日 委員監査 平成28年1月13日（書面）
財政的援助等の内容	森林ボランティア育成事業補助金 250,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県病害虫防除所長 須 永 真理子

平成28年4月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検 査 の 結 果									備 考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
たい肥	秋葉 辰男	トンプン堆肥	2.99	5.05	2.36	145	668	3.61	9.5	30.26		
	株式会社かたちく	豚糞堆肥	3.50	5.80	2.32	70	878	4.38	10.2	15.36		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

正 誤

埼玉県告示第七百二十八号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 行

二 上から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
第1号に該当

正 誤

埼玉県告示第七百二十九号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 行

二 上から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
第1号に該当

正 誤

埼玉県告示第七百三十号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 行

二 上から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
第1号に該当

正 誤

埼玉県選管告示第十一号（平成二十八年三月十一日第二千七百八十号）目次中訂

正

誤

平成 27 年 3 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等
(選挙管理委員会)

正

平成 28 年 3 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等
(選挙管理委員会)